ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	［略］
［略］	［略］
第六十条第三項第十四号	第一項第十四号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
［略］	［略］
第六十条の二第一項第三号	三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨
［略］	［略］
第六十条第三項第十四号	第一項第十四号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
［略］	［略］
第六十条の二第一項第三号	三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
［同上］	［同上］
第六十条第三項第十四号	前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
［同上］	［同上］
第六十条の二第一項第三号	三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨
［同上］	［同上］
第六十条第三項第十四号	前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
［同上］	［同上］
第六十条の二第一項第三号	三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨